

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

#### 【目次】

1. 厚生年金保険料率の改定
2. 平成 27 年度最低賃金改定の目安について
3. 雇用保険雇用継続給付の金額変更

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

#### 1. 厚生年金保険料率の改定

---

平成 27 年 9 月分より厚生年金の保険料率が 0.354%引き上げられて 17.828%(会社負担・本人負担それぞれ 8.914%)に改定されます。

給与から控除する厚生年金保険料は 10 月支給分から変更となります。ただし社会保険に加入した月に支給する給与から社会保険料の控除を開始している場合は 9 月支給分の給与から変更となりますのでご注意ください。

賞与については前述の変更月に係わらず、9 月に支給する賞与から改定後の保険料率が適用されます。

また算定基礎届による標準報酬月額も厚生年金の保険料率改定と同じタイミングで適用となりますので、給与計算の際、合わせて確認を行いましょう。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=31172>

一般被保険者(厚生年金基金加入者を除く)の保険料額表はこちら

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000029322XDcscLTTM3.pdf>

---

## 2. 平成 27 年度最低賃金改定の目安について

---

平成 27 年度の地域別最低賃金改定の目安について取りまとめが進められています。

現在答申が行われている関東 1 都 2 県の平成 27 年度最低賃金の目安は以下のとおりです。

東京都:907 円(19 円)

埼玉県:820 円(18 円)

千葉県:817 円(19 円)

※()内は平成 26 年度からの引き上げ額

会社と労働者が最低賃金を下回る賃金額で雇用契約を交わした場合、労働者が合意していたとしても法律によって無効とされ、差額の支払いが生じます。

また地域別最低賃金に違反した場合は 50 万円以下の罰金も定められています。

地域別最低賃金は 10 月に改定が予定されています。

新しい最低賃金額が決定したら必ず賃金額の確認を行いましょう。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000092874.html>

---

## 3. 雇用保険雇用継続給付の金額変更

---

毎月勤労統計調査(厚生労働省が実施する賃金や労働時間の調査)の平均定期給与額の変更により、8 月 1 日から雇用保険の給付額等が変更されます。

支給申請をされている方がいらっしゃる場合、支給額が変更となる場合がありますので、ご確認ください。

### 1. 高年齢雇用継続給付

・支給限度額

340,761 円→341,015 円(+254 円)

「支給対象月の給与額+高年齢雇用継続給付の額」がこの金額を超えた場合、高年齢雇用継続給付の額から、その超過分が減額されます。

なお、支給対象月の給与の低下率が 60 歳前の給与月額額の 75%未満となっても、この金額を超えていると高年齢雇用継続給付は支給されません。

・60 歳到達時の賃金月額

447,300 円→447,600 円(+300 円)

60 歳到達時等の給与額がこの額以上の場合は、この額を基準として支給対象月の給与の低下率を計算します。

## 2.育児休業給付

・支給限度額

支給率 67%の上限:285,420 円→285,621 円(+201 円)

支給率 50%の上限:213,000 円→213,150 円(+150 円)

育児休業給付の支給単位期間(1 ヶ月)ごとの上限額です。

## 3.介護休業給付

・支給限度額

170,400 円→170,520 円(+120 円)

介護休業給付の支給単位期間(1 ヶ月)ごとの上限額です。

**\* 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

★9/16 代表の山口が労政時報カレッジで講演します。

「非正規社員を対象とした就業規則整備の実務」

[http://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item\\_no=4827](http://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=4827)

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆:望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL:03-5775-0762 FAX:03-5775-0763

Homepage:<http://www.ys-office.co.jp>

Facebook:<http://www.facebook.com/ysoffice>

---